

熊本都市圏道路計画検討業務委託
基本仕様書

第1章 総則

第1条 適用の範囲

本基本仕様書は「熊本都市圏道路計画検討業務委託」に適用する。

第2条 業務の実施基準

1) 本業務は本基本仕様書によるほか、設計業務等共通仕様書(熊本市 令和7年10月)、その他関連法令や示方書等に従わなければならない。

2) 本基本仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第3条 業務上の疑義

1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。

2) 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第4条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。(電子成果品においても受託者の負担により訂正しなければならない)

第5条 資料等の貸与

1) 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。

2) 業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。

3) 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。

4) 図面の作成にあたっては、委託者より地形図(千分の一)を貸与する。

第6条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第7条 業務計画

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針

- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制(緊急時含む)
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他
- ⑫ 調査職員が指示するもの

第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第9条 協議打合わせ

本業務の協議打合わせは原則 10 回(中間打合せ 8 回を含む)とする。管理技術者は各会議に出席することを基本とするが、中間打合せに限り、管理技術者の出席が困難な場合には、受託者の負担により Web 会議等を開催することも可とする。

- 1) 当初打合せ 業務計画書提出時
- 2) 中間打合せ(8 回)
- 3) 最終打合せ 成果品納入時

第10条 提出書類

- 1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類を除く。
- 2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15 日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15 日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は 8 名までとする)。また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託

者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第11条 行政情報流出防止対策の強化

- 1) 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
- 2) 受託者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第12条 保険加入

受託者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。
ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第13条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第14条 第三者の土地への立入り

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第15条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書に示すほか、管理技術者の条件を満たす者であることとする。

第16条 照査技術者

照査技術者は、共通仕様書に示すほか、照査技術者の条件を満たす者であることとする。なお、当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第2章 業務内容

第17条 業務目的

本業務は、既存計画などを踏まえて将来交通量推計等を行い、熊本都市圏における最適な道路計画の検討を行うもの。

業務委託名:熊本都市圏道路計画検討業務委託

履行場所:熊本市域一円

履行期間:契約日から令和9年(2027年)3月31日

第18条 計画準備

本仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための業務実施方針・処理手順・工程など業務実施に必要な諸事項を計画し、技術提案の内容を盛り込んだ業務計画書を作成する。

第19条 交通量推計

1)現況再現

平成27年度道路交通センサスペース B ゾーン OD 表の内容を精査し、将来交通量推計モデルの構築を行う。現況再現時においては、平成27年度道路交通センサスをベースとし、交通量・旅行速度(非混雑時旅行速度)等との相関に留意し検証を行うこととする。現況再現方法については、調査職員と協議の上決定するものとする。なお、委託者の貸与資料等から、現況再現を行う必要がなくなった場合は委託者と協議すること。履行期間中に最新の道路交通センサスが公表された場合は、委託者と協議すること。

2)将来交通量推計

平成27年度道路交通センサスペース B ゾーン OD 表を用いて交通量推計を行う。また、配分手法においては、調査職員と協議の上決定するものとし、将来交通量の推計に必要となるデータについては貸与する。なお、将来交通量推計は、事業化ネットからフルネットまでの各段階において、高規格道路及び公共交通機関が通行する道路の並行路線における道路空間の再編などを考慮し34 ケースを想定しているが、最終的なケース数については委託者と協議すること。なお、履行期間中に最新の道路交通センサスが公表された場合は、委託者と協議すること。

3)推計結果分析

各推計ケースにおける高規格道路整備による周辺道路への影響を踏まえ、高規格道路へのアクセス道路の交通状況の変化、現道交通から高規格道路への交通転換、残存する交通混雑の状況、道路の使われ方の変化、公共交通機関との分担割合などの観点から分析して整理する。なお、分析ケースは34 ケースを想定しているが、最終的なケース数については委託者と協議すること。

第20条 整備方針検討

既往計画を踏まえて、高規格道路における有料道路制度の活用と段階的供用を想定した検討を行う。検討にあたっては、第19条などの検討結果や既存成果品などを活用し、周辺現道へ与える影響、交通特性、費用対効果分析、投資限度額の算出などを含め総合的に検討する。検討ケースは8 ケースを想定しているが、最終的なケース数については委託者と協議すること。

第21条 道路計画検討

本市の既往計画や第19条、第20条の結果を踏まえ、以下の1)～3)に留意し熊本都市圏における最適な道路計画を検討する。

- 1) 高規格道路整備に伴う公共交通機関が通行する道路などの道路空間の再編
- 2) 高規格道路整備のより効果的な段階的供用
- 3) 高規格道路整備による周辺道路への影響に対する道路交通施策

また、検討の結果、必要に応じて、新たな高規格道路の整備や、現道の新築・改築の概略検討を行うこと。概略検討は、施工性、経済性(維持管理費を含む)、安全性、自然環境や住民の生活環境への影響、既往計画などを踏まえた総合的な検討と道路構造物の位置、概略形式、基本寸法を技術的、経済的判定により検討し、以下の①～⑦について整理・資料の作成を行う。

- ① 設計計画
- ② 現地踏査
- ③ 路線選定
- ④ 設計図及び関連機関との協議資料作成
- ⑤ 概算工事費
- ⑥ 照査
- ⑦ その他委託者が指示すること

なお、業務数量は熊本市市街地部(DID区域)内のL=10.0kmを想定しており、検討にあたっては道路予備設計(A)と同一水準の業務内容を行うこととするが、最終的な業務成果は、委託者と受託者協議の上、決定するものとする。

第22条 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成するものとする。整理した情報は、図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。報告書作成には、成果品概要版の作成を含む。

なお、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第3章 成果品

第23条 成果の内容

第19条の成果の内容については、視覚的に分かり易く整理したものや、分析に用いた結果をとりまとめることとする。

第20条及び第21条の成果の内容については、調査職員と協議の上決定するものとするものとする。また、公開成果品の作成を行うこと。

第24条 電子納品

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に基づいて作成することとする。
- 3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R・DVD-R)で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
- 4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。
- 6) 数値図化データを別途DVD又はHDDなどで納品する場合は調査職員と別途協議すること。